

令和7年度 倉敷市立柏島小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめ件数は毎年数件ある。学年や時期にこれといった傾向はなく、いつ、どのような人間関係で起こるのか予測不能である。最近ではパソコンや携帯電話（スマートフォン）でのメール等もいじめの道具になってきており、教師がいじめに気付きにくくなってきている。現在、全教職員でいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進していくためには、全教職員で問題を共通理解し、一丸となつての取組が必要である。また、いじめの早期発見、適切な対応のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・全教職員一丸となつての取組を推進するため、いじめ対策委員会を設置する。いじめ対策委員会は生徒指導主事を中心に人権担当、学年主任等で組織し、それぞれの立場からいじめの早期発見と実効的ないじめ問題解決のための取組を行う。

〈重点となる取組〉

- ・全教職員で児童の様子やいじめ問題を共通理解するための情報交換の場を適宜設ける。
- ・いじめの未然防止や早期発見のための、教育講演会や学級懇談等での保護者や地域住民の意識の啓発を図る。
- ・児童の実態やいじめ問題の対応を学ぶための校内研修や校外研修へ積極的に参加する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針をPTA総会で、学年経営方針を学級懇談で説明し、学校や学年のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともにPTA研修会や学級懇談等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との意見交換をする場を設け、児童の学校外の生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネットの上手な活用についての啓発のための研修を保護者対象に行う。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
 - ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成。いじめ事案への対応。
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
 - ・基本的には月1回開催。いじめ発生時には随時。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
 - ・直後の職員会議（終礼）で全教職員に周知。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
 - ・校外 スクールカウンセラー
 - ・校内 校長、教頭、教務、養護教諭、生徒指導主事、人権担当、学年主任、その他関わりの深い教職員

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈学校側の窓口〉

- ・教頭
- 〈連携機関名〉
- ・市教育委員会
- 〈連携の内容〉
- ・保護者支援、啓発のための専門家や講師の派遣。

〈学校側の窓口〉

- ・教頭
- 〈連携機関名〉
- ・柏小おうえん隊
- 〈連携の内容〉
- ・いきいき支援の会の実施

学 校 が 実 施 す る 取 組

①

いじめの防止

- 〈教員研修〉 教職員の指導力向上のための研修として、外部から講師を招聘、校内研修を行う。
- 〈道徳〉 「思いやり」の心情を育てるとともに、人権尊重の精神を基盤に、豊かな道徳性を養う。
- 〈学級活動〉 さまざまな人権課題があることを知り、偏見や差別のない健全な生活態度を育てる。
- 〈児童会活動〉 人権集会を実施し、人権意識の向上を図る。
- 〈学校生活〉 日常の学習や生活の中で、誰もが活躍できる場を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
校内人権週間を年2回設定し、人権意識の向上を図る。
- 〈情報モラル教育〉 情報モラルに関する授業を3年生以上で行い、ネット上のいじめ防止に努める。

②

早期発見

- 〈実態把握〉 児童の実態把握のためのアンケートを年3回実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- 〈相談体制の確立〉 全教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- 〈情報共有〉 児童の気になる変化や行動があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- 〈家庭への啓発〉 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③

いじめへの対応

- 〈いじめの有無の確認〉 児童がいじめを受けているとの通報があったり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 〈いじめへの組織的対応の検討〉 いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- 〈いじめられた生徒への支援〉 いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- 〈いじめた児童への指導〉 いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。